

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「，経営ビジョン策定・防災担当部長，経営政策担当部長，財務・資産活用担当部長」を削り，「，課長」の右に「，副室長」を加え，「，財産管理担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，業務管理担当課長，料金・システム企画担当課長，京北分室担当課長」を削る。

第4条第2項から第5項までを削る。

別表第1部長及び技術監理室長の項中「部長」の右に「，経営戦略室長」を加え，同項に次の1号を加える。

(14) 負担の伴わないもので見積価額又は金額400,000円未満の金品の寄付受納に関すること。

別表第1担当部長，経営ビジョン策定・防災担当部長，経営政策担当部長及び財務・資産活用担当部長の項中「，経営ビジョン策定・防災担当部長，経営政策担当部長及び財務・資産活用担当部長」を「及び資産・拠点整備担当部長」に改め，同表課長（配水管理課長，給水工事課長及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。），業務管理担当課長，所長（水質管理センター所長，水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）及び場長の項中「課長（配水管理課長，給水工事課長）」を「課に置く課長（水道管路管理センター）」に，「業務管理担当課長」を「副室長，お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長」に，「及び場長」を「並びに場長」に改め，同項第1号中「，財産管理担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，料金・システム企画担当課長，副所長及び京北分室担当課長」を削り，同項第16号を次のように改める。

(16) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品の廃棄に関すること。

別表第1担当課長，財産管理担当課長，コンプライアンス担当課長，人材育成担当課長，料金・システム企画担当課長及び京北分室担当課長の項中「，財産管理担当課長，コンプ

ライアンス担当課長，人材育成担当課長，料金・システム企画担当課長及び京北分室担当課長」を「（鳥羽水環境保全センターの担当課長を除く。）並びにお客さまサービス推進室及び経営戦略室の課長（庶務を担当する課長を除く。）」に改める。

別表第2次長の項第13号中「不用物品の売却及び交換の決定並びに」を「物品の不用の決定並びに不用となった物品の売却又は交換の決定及び」に改め，同表総務部長の項第4号から第7号までを削り，同項第8号を同項4号とし，同項第9号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り，同号を同項第5号とし，同項第10号中「不用物品の売却及び交換契約」を「物品の不用の決定並びに不用となった物品の売却又は交換の決定及び契約」に改め，同号を同項第6号とし，同項第11号を削り，同項第12号を同項第7号とし，同項第13号を同項第8号とし，同項第14号を削り，同表経営政策担当部長の項，同表財産管理担当課長の項及び同表経営企画課長の項を削り，同表総務課長の項の次に次の3項を加える。

拠点整備担当課長	(1) 1件200,000円以下の車両修理契約及び修理費の支出に関する こと。
企業力向上推進室長	(1) 所属の副室長及びこれに準じる者の休暇（介護休暇を除く。）， 欠勤等の承認に関すること。 (2) 所属の副室長及びこれに準じる者の出張及び復命に関する こと。 (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関する こと。ただし，京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並び に職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の 規定によるものを除く。 (4) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。
企業力向上推進室副室長	(1) 職員の軽易な研修に関すること。 (2) 研修に係る1件100,000円以下の別に定める支出に関する こと。 (3) 研修に係る収入の決定に関すること。 (4) 研修に係る1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する こと。 (5) 研修に係る旅費の支出決定に関すること。

別表第2職員課長の項第4号中「及び福利厚生事業等（研修，職員の公務災害，労働安

全衛生，職員の健康検診，被服の貸与その他福利厚生事業をいう。以下同じ）」を「に係るもの」に改め，同項に次の9号を加える。

- (8) 職員の公務災害等の認定に関すること。
- (9) 総括安全衛生管理者，安全管理者，衛生管理者，作業主任者，安全運転管理者，副安全運転管理者及び火元責任者の任免に関すること。
- (10) 職員の健康検診の実施に関すること。
- (11) 職員の被服の貸与及び出納に関すること。
- (12) 健康保険法及び厚生年金保険法による届出に関すること。
- (13) 退隠料，遺族扶助料等の受給資格の認定，支出決定及び過誤払に係る収入決定に関すること。
- (14) 福利厚生事業等に係る1件100,000円以下の別に定める支出に関すること。
- (15) 福利厚生事業等に係る収入の決定に関すること。
- (16) 福利厚生事業等に係る1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。

別表第2人材育成担当課長の項及び同表経理課長の項を削り，同表用度課長の項中「用度課長」を「契約会計課長」に改め，同項第3号中「不用物品の売却及び交換契約」を「物品の不用の決定並びに不用となった物品の売却又は交換の決定及び契約」に改め，同項に次の6号を加える。

- (6) 入金伝票及び出金伝票による収納又は支払に関すること。
- (7) 金銭及び有価証券の出納に関すること。
- (8) 預金利息に関すること。
- (9) 会計間における短期貸付金の貸付け及び短期借入金の借入れに関すること。
- (10) 1件200,000,000円以下の一時借入金の借入れ及び元利償還に関すること。
- (11) 京都市上下水道局会計規程第48条第1項の規定による不用品の廃棄に関すること。

別表第2お客さまサービス推進室長の項第4号及び第5号中「営業所長」の右に「及びこれに準じる者」を加え，同項第8号中「お客さまサービス推進室又は」を削り，同表業務管理担当課長の項中「業務管理担当課長」を「お客さまサービス推進室管理課長」に改め，同表料金・システム企画担当課長の項第8号を同項第11号とし，同項第7号を同項第10号とし，同項第6号を同項第9号とし，同項第5号を同項第7号とし，同号の次に次の1号を加える。

(8) 前6号に掲げるもののほか、担当事務に係る使用料、手数料その他諸収入の徴収に関すること。

別表第2料金・システム企画担当課長の項中「料金・システム企画担当課長」を「料金課長」に改め、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の決定及び徴収に関すること。ただし、営業所の所管に属するものを除く。

(4) 水道施設維持負担金の調定及び徴収に関すること。

別表第2資器材・防災センター所長の項を削り、同表営業所長の項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項第11号中「許可」の右に「(以下「駐車」の許可」という。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項の次に次の4項を加える。

経営戦略室長

- (1) 収入決定に関すること。
- (2) 1件2,000,000円以下の支出決定に関すること。
- (3) 1件5,000,000円以下の予算の流用に関すること。
- (4) 1件50,000,000円以下の工事施行に伴う経費の支出決定に関すること。
- (5) 1件20,000,000円以下の物品等の調達に伴う経費の支出決定に関すること。
- (6) 企業債の収入及び元利償還並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (7) 水の使用実態等の調査の実施に関すること。
- (8) 1件300,000円以下の行政財産の用途の廃止に関すること。
- (9) 1件賃料月額200,000円以下の不動産の借受契約及びこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (10) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (11) 本市の公有財産及び物品への1件1,200,000円以下の広告の掲載の決定及び契約に関すること。
- (12) 広告付きの物品の無償譲受け(広告料の支払を受ける場合を含

	む。)の決定及び契約に関すること。
経営企画課長	(1) 経営に係る計画の進行管理に関すること。 (2) 外郭団体の軽易又は定例の指導及び調整に関すること。
財務課長	(1) 1件1,000,000円以下の収入決定に関すること。 (2) 1件500,000円以下の支出決定に関すること。 (3) 1件1,000,000円以下の予算の流用に関すること。 (4) 1件10,000,000円以下の工事施行に伴う経費の支出決定に関すること。 (5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達に伴う経費の支出決定に関すること。 (6) 振替伝票による科目の更正に関すること。 (7) 水道の給水装置の新設等に係る加入金及び負担金, ガスの供給設備の新設等に係る負担金並びに電話の設置に係る工事負担金等の支出決定に関すること。 (8) 1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けに伴う経費の支出決定に関すること。
資産活用課長	(1) 担当事務に係る証明に関すること。 (2) 事業用土地建物の登記に関すること。 (3) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で, 電柱, 水道管, ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。 (4) 無償又は1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約に関すること。 (5) 公有財産の所管換え(会計間での管理換えを伴わない課等相互間における所管換えをいう。)に関すること。 (6) 土地の立入り及び測量に関すること。 (7) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。

別表第2 監理課長の項に次の1号を加える。

(6) 本庁舎における駐車場の許可に関すること。

別表第2 監理課担当課長の項中「監理課担当課長」を「監理検査担当課長」に改め, 同

表水質管理センターの課長の項第1号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り、同表給水課長の項中「給水課長」を「水道管路課長」に改め、同項第4号中「給水管減径工事利子補給金の交付」を「路面復旧工事の施行通知」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 特別給水に係る料金等の調定（水道料金の調定を除く。）及び徴収に関すること。
別表第2配水課長の項を削り、同表配水管理課長の項第13号を次のように改める。

(13) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）の廃棄に関すること。

別表第2配水管理課長の項第14号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り、同項中「配水管理課長」を「北部配水管理課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

南部配水管理課長	<ul style="list-style-type: none">(1) 所属職員（担当課長を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関すること。(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。(3) 所属職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。(5) 軽易又は定例的な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。(6) 軽易又は定例的な証明付与に関すること。(7) 図書、雑誌及び新聞の購入契約並びにこれに伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。(8) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。(9) 1件100,000円以下の別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。(10) 別に定める単価契約済の物品等の調達契約及びこれに伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。
----------	--

- (11) 使用料, 手数料, 受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。
- (12) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。
- (13) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品(備品を除く。)の廃棄に関すること。
- (14) 駐車 of 許可に関すること。
- (15) 給水装置の修繕に係る修繕用材料の売却の決定及び売却代金の徴収に関すること。

別表第2給水工事課長の項第13号を次のように改める。

- (13) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品(備品を除く。)の廃棄に関すること。

別表第2給水工事課長の項第14号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り, 同項第16号中「1,000,000円」を「5,000,000円」に改め, 同項に次の1号を加える。

- (28) 鉛製給水管取替工事助成金の交付に関すること。

別表第2給水工事課長の項中「給水工事課長」を「北部給水工事課長」に改め, 同項の次に次の1項を加える。

南部給水工事
課長

- (1) 所属職員(担当課長を除く。次号から第4号までにおいて同じ。)の休暇(無給休暇及び介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 所属職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 所属職員 of 1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし, 京都市職員厚生会及び京都市職員共済組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。
- (4) 所属職員 of 時間外勤務命令に関すること。
- (5) 軽易又は定例的な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関すること。
- (6) 軽易又は定例的な証明付与に関すること。
- (7) 図書, 雑誌及び新聞の購入契約並びにこれに伴う1件100,000円

以下の経費の支出決定に関すること。

- (8) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。
- (9) 1件100,000円以下の別に定める物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (10) 別に定める単価契約済の物品等の調達契約及びこれに伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。
- (11) 使用料，手数料，受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。
- (12) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。
- (13) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）の廃棄に関すること。
- (14) 駐車の許可に関すること。
- (15) 給水の承認及び給水の停止（給水装置工事に係るものに限る。）に関すること。
- (16) 1件5,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の施行に関すること。
- (17) 給水装置工事の承認，設計の審査及び完了の検査に関すること。
- (18) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の請負契約に関すること。
- (19) 1件5,000,000円以下の工事負担金の額の決定及び収入に関すること。
- (20) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- (21) 加入金の徴収に関すること。
- (22) 給水装置工事並びに給水装置工事の設計の審査及び完了の検査の費用の徴収及び分割納入の承認に関すること。
- (23) 給水装置用材料の売却の決定及びその売却代金の徴収に関すること。
- (24) 水道メーターの損失弁償の決定及びその弁償金の徴収に関すること。
- (25) 取付管新設工事の費用の徴収に関すること。

- | |
|---|
| <p>(26) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(27) 給水装置の切離しに関すること。</p> <p>(28) 鉛製給水管取替工事助成金の交付に関すること。</p> <p>(29) 貯蔵品（被服及び活性炭を除く。）の出納に関すること。</p> <p>(30) 前号に規定する貯蔵品の京都市上下水道局会計規程第28条の規定による前渡に関すること。</p> <p>(31) 水道メーターの請求試験の実施に関すること。</p> |
|---|

別表第2浄水場長の項第3号、同表疏水事務所長の項第4号、同表施設管理事務所長の項第3号及び同表水道管路建設事務所長の項第1号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り、同表鳥羽水環境保全センター所長の項第16号を次のように改める。

- (16) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）の廃棄に関すること。

別表第2鳥羽水環境保全センター所長の項第18号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り、同表鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第14号を次のように改める。

- (14) 京都市上下水道局会計規程第48条第2項の規定による不用品（備品を除く。）の廃棄に関すること。

別表第2第鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第16号及び同表下水道管路管理センター所長の項第7号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削り、同表下水道管路管理センター担当課長の項を削り、同表ポンプ施設事務所長の項第3号、同表下水道建設事務所長の項第2号及び同表水環境保全センター所長（鳥羽水環境保全センター所長を除く。）の項第3号中「京都市上下水道局職員の交通用具の駐車に関する規程第2条による」を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）